

○神戸市放課後児童クラブ実施要綱

平成 20 年 3 月 31 日制定
令和 4 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業として放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)を実施することにより、保護者が労働等のため昼間家庭にいない児童等に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、もってその健全な育成を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 児童福祉法第 4 条第 1 項に規定する児童をいう。
- (2) 小学校 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する小学校をいう。
- (3) 保護者 児童福祉法第 6 条に規定する保護者をいう。

(実施施設)

第 3 条 児童クラブは、次に掲げる施設において実施する。

- (1) 神戸市立児童福祉施設等に関する条例(昭和 33 年 4 月条例第 1 号)第 2 条第 1 項第 2 号に規定する「児童厚生施設」及び第 2 項に規定する「学童保育施設」
- (2) その他市長が認める施設

(対象児童)

第 4 条 児童クラブに入会することができる児童は、市内に住所を有する児童であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保護者及び同居する親族が労働、疾病、家族の介護等のため昼間家庭にいないことが常態であり、小学校の授業の終了後又は休業日に家庭において適切な保護を受けることができないと認められる児童
- (2) 小学校(特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。)に在学している児童

2 前項に定める児童のほか、市長が特に必要があると認める児童

(実施時間)

第 5 条 児童クラブの実施時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 月曜日から金曜日まで(市立小学校の休業日(学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 29 条の規定により教育委員会が定める休業日をいう。以下同じ。)を除く。)市立小学校の授業の終了後から午後 5 時まで
- (2) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 61 条に規定する休業日 午前 8 時分から午後 5 時まで

2 前項の実施時間に加え、午後 5 時から午後 7 時までの延長を実施するものとする。3 前 2 項の規定にかかわらず、市長は必要があると認めるときは、実施時間を変更することができる。

(休会日)

第6条 事業を実施しない日(以下「休会日」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は必要があると認めるときは、休会日を変更し、又は臨時に休会日を設けることができる。

(事業等の委託)

第7条 市長は、次に掲げる者に児童クラブを実施させるものとする。

- (1) 実施施設の指定管理者
- (2) その他市長が認めるもの

(入会の申込み等)

第8条 児童を児童クラブに入会させようとする保護者は、放課後児童クラブ入会申込書に就労証明書その他の必要書類を添えて、市長に入会の申込みを行い、その承諾を受けなければならない。

2 入会の承諾の期間は、4月1日から翌年の3月31日までの期間内において市長が定める期間とする。

(入会の不承諾)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入会の承諾をしないことができる。

- (1) 第4条に規定する対象児童に該当しないと認められるとき。
- (2) 児童クラブの運営上支障があると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に入会を不適當であると認めるとき。

(承諾の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入会の承諾を取り消し、又は児童クラブの利用を停止することができる。

- (1) 第4条に規定する対象児童に該当しなくなったと認められるとき。
- (2) 第12条に規定する利用料を指定された期日までに納付しないとき。
- (3) この要綱の規定に違反し、又は市長の指示に従わないとき。
- (4) 児童クラブ活動に適合できないと認められるとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(変更等の届出)

第11条 第8条の規定により入会を承諾された児童の保護者は、次のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 入会申込書の記載事項に変更があったとき。
- (2) 児童クラブを退会するとき。

(利用料)

第12条 児童クラブに入会した児童の保護者は、利用料を納付しなければならない。

2 前項の利用料の額は、児童1人につき月額4,500円とする。

3 午後5時から午後7時までの延長を利用する者の利用料は、前項の金額とは別に児童1人につき1時間あたり月額1,500円とする。

4 前2項の利用料の額は、月の中途において入会し、又は退会した場合も同額とする。

5 利用料は、毎月分をその月の末日までに納付しなければならない。

(利用料の減免)

第13条 市長は、経済的事情その他特別の理由があると認めるときは、次の各号のとおり前条第2項及び第3項の利用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 生活保護世帯 全額免除

(2) 市民税非課税世帯のうち、母子家庭または父子家庭 全額免除

(3) 所得税非課税世帯 2分の1減額

2 前項の所得税非課税の計算は、

所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)により廃止された年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分について、控除があるものとして再計算する。

3 利用料の減免を受けようとする保護者は、利用開始日までに、放課後児童クラブ利用料減免申請書に課税証明書その他減額又は免除を受けようとする理由を証明する書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(利用料の不還付)

第14条 既納の利用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項については主管局長が定める。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。